

自動車関係諸税の抜本見直しについての意見書

東日本大震災からの復興にとって、日本経済の再生、成長は極めて重要である。しかしながら我が国の経済は、超円高、デフレ、電力不足などによって、ものづくり事業拠点の海外移転、素材・部品の海外調達がさらに加速しつつある。

産業の空洞化が加速すれば、地域の経済活力、雇用を喪失させ、法人事業税・住民税の減収にもつながり、これまで以上に地方財政が深刻化することが懸念される。

こうした中、本市の基幹産業である自動車産業は、行き過ぎた円高に伴い、熾烈なグローバル競争環境下において価格面での国際競争力が低下し、輸出による利益を確保することが困難な状況である。加えて、国内市場も年々縮小し、ピーク時の年間800万台から現在では年間500万台を割り込むなど、極めて厳しい環境にある。

今後、この行き過ぎた円高が是正されなければ、生産拠点が海外に移転することは必至であり、国内市場規模がさらに縮小・低迷すれば、地域の基幹産業として多くの企業、雇用を支えてきた自動車産業の空洞化が加速し、地域産業が取り返しのつかない打撃を被ることが懸念される。

内需の拡大により裾野の広い自動車産業の活性化を図ることは、日本経済の回復を通じた日本の復興・再生に資するものであり、地域における雇用の維持、税収の確保を通じた地方経済の持続的な成長に大きく寄与するものと確信する。

そのためには、平成24年度税制改正大綱に記載された内容をはじめの第一歩として、政府・与党におかれては、以下を確実に実行されるよう、強く要望する。

記

- 1 自動車取得税及び自動車重量税については、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行う。さらに安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担軽減、グリーン化の観点から、平成24年度税制改正において、一刻も早く以下の事項について実現されることを強く要望する。
 - ①自動車取得税の廃止
 - ②自動車重量税の廃止、及び車体課税保有税としての一体化等、あり方の見直し
 - ③自動車税・軽自動車税の抜本的改革
- 2 車体課税の抜本見直し後も、環境対応車促進補助を実施すること。
- 3 自動車の燃料にかかる燃料課税の旧暫定税率を廃止し、二重課税を解消した上で簡素化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣様

豊田市議会